

別 紙

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

朝日村の令和5年4月1日現在の人口総数は、4,332人、うち労働力人口は約1,900人であるが、その半数以上を40歳以上が占めている上、20代～30代の労働人口が少ない為、将来事業を継続していくにあたって中核となる世代が最も薄く、労働力の確保が課題となると同時に、労働生産性を高めていく必要がある。

村内の企業の立地条件については、塩尻ICから約20分、近隣には松本空港・松本臨空工業団地があり交通のアクセスが良く、広大な土地を利用できる。その為積極的な企業誘致を行っており、その結果として2020年度工業統計調査による平成30年の製造品出荷額は112億円を超え、この10年で倍以上の伸びを見せてきた。

しかしそのような中でも、工業・商業分野での村内中小企業者の減少、また商品販売額は減少しており、新たな企業誘致だけでなく今ある中小企業者を支援するための取り組みが必要となってきた。

こうした背景を元に、村では企業支援策の一環として中小企業等経営強化法第49条第1項の規定に基づく導入促進基本計画を策定し、商工会及び金融機関との連携を行い、村内事業者の先端設備導入を支援していく。

(2) 目標

令和5年度における、村内商工業者への金融斡旋状況は村制度資金が4件、長野県制度資金が2件の計6件となっている。計画の認定後は目標として計画期間内の融資斡旋件数を1.5倍の9件、うち先端設備導入計画の認定数を3分の1の3件とする。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性（導入促進指針に定めるものをいう。）が年平均3%以上向上することを目標とする。

2 先端設備等の種類

当村の産業は幅広い業種が村の経済・雇用を支えているため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法第2条第7項に定める先端設備全てとする。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

当村の産業は特定の地域に集中せず、村内全域に立地していることから、本計画の対象区域は朝日村全域を対象とする。

(2) 対象業種・事業

当村の産業は幅広い業種が村の経済・雇用を支えているため、本計画の対象業種・事業は全事業・全業種の中小企業者とする。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

本計画の期間は国の同意の日から2年間とする。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の期間は、3年間、4年間、5年間のいずれかとする。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

中小企業者が先端設備導入を行う際は、労働生産性の純粋なる向上に資するため、人件費の削減によって労働生産性の基準年度比の向上を図ろうとするものについては、認定について配慮する。

公序良俗を害する恐れのある事業を行う中小企業者に対しては、先端設備等導入計画の認定について配慮する。認定経営革新等支援機関にもこの方針を徹底する。

法人及び個人（個人事業主の場合に限る）に村税等の滞納が見られる場合においては、先端設備導入計画の認定について配慮する。

(備考)

用紙の大きさは日本産業規格A4とする。